

令和4年第1回定例会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和4年3月8日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第14号））
- 第 5 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 6 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 7 議案第 6号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 8 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 9 議案第 8号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案について
- 第10 議案第 9号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 第11 議案第10号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案について
- 第12 議案第11号 赤井川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第13 議案第12号 赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第14 議案第13号 赤井川村介護サービス事業所条例を廃止する条例案について
- 第15 議案第14号 赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案について
- 第16 議案第15号 赤井川村高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業条例の一部を改正する条例案について
- 全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第17 議案第16号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第18 議案第17号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案について
- 第19 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

- 第20 議案第19号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について  
 第21 議案第20号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について  
 第22 議案第21号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第15号）  
 第23 議案第22号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
 第24 議案第23号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 第25 議案第24号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）  
 第26 議案第25号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
 第27 議案第26号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君						
副	村	長	大	石	和	朗	君				
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君		
総	務	課	長	高	松	重	和	君			
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君	
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君		
産	業	課	長	秋	元	千	春	君			
建	設	課	長	今	城	豪	君				
教	育	長	根	井	朗	夫	君				
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君	
代	表	監	査	委	員	大	西	敏	典	君	
選	挙	管	理	委	員	会	大	山	政	紀	君
委	員	長									

◎議会事務局

事	務	局	長	瀬	戸	雅	哉	君
書	記	伊	藤	秋	恵	君		

(午前 1時30開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。  
定足数に達しておりますので、令和4年第1回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
今期定例会に提出されました案件は、議案29件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、能登ゆう君及び5番、湯澤幸敏君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月11日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から3月11日までの4日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。  
第1に、本日、地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。  
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和4年1月分の例月出納検査結果報告書並びに2月15日に実施いたしました定例監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。  
続いて、村長より行政報告を行います。  
村長より報告を求めます。  
村長。  
○村長（馬場 希君） それでは、2件、行政報告させていただきます。

まず、1 ページ目をお開きください。余市下水処理場における下水道広域化推進総合事業の建設費に係る協定の締結についてでございます。読み上げながらご説明させていただきます。

北後志5か町村のし尿・浄化槽汚泥につきましては、5か町村で構成される衛生施設組合のし尿処理施設で処理を行っておりますが、老朽化が著しい施設について、汚水処理全般の効率化、行政コストの軽減、温室効果ガスの発生抑制を図るため、下水道・浄化槽汚泥の処理を一元化する下水道広域化推進総合事業により進めることが最も合理的であるとの方針決定により、令和2年2月に下水道広域化推進総合事業を円滑に推進することを目的として、北後志5か町村及び北後志衛生施設組合で基本協定を締結しております。

当該基本協定の中で、し尿受入れ施設建設費に係る北後志5か町村の負担割合のうち、均等割については「設計により積算された建物共有部分に係る事業費による割合」とされており、本協定に基づき令和2年度から令和3年度にかけて実施設計を行い、事業完了に伴い負担割合が確定したことから、北後志5か町村で建設費に係る協定を締結しましたので、行政報告いたします。

なお、施設は令和4年度から令和6年度にかけて建設し、令和7年度からの供用開始を予定しております。

資料として、2 ページ以降添付しておりますが、2 ページ目が負担割合の算出根拠としてそれぞれ均等割で45%、し尿等量割等で55%という算出根拠がここに示されております。

3 ページ目が締結した協定の写しとなっております。

4 ページ目、5 ページ目につきましては、建設費に係る負担額の資料として添付しておりますので、後ほどご高覧いただければなというふうに思います。

なお、5 ページの負担見込額につきましては、現段階における設計額に基づく負担の額の算出ですので、入札等工事執行によりこの額が変わってくるということをご承知おきいただければなというふうに思います。

続きまして、2 点目、令和3年12月1日以降工事等発注状況でございます。

6 ページ、2 件、12月1日と2月14日にそれぞれ1件の発注をしておりますので、こちらについても後ほどご高覧いただければなというふうに思います。

以上、2 点について行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め、質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第3号の説明をさせていただきます。

議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、中学校体育連盟全国大会参加に係る新規予算計上のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月24日、赤井川村長。

それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第14号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思えます。

令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第14号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年1月24日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をおめくりいただきたいと思えます。第1表、歳出予算補正、歳出、9款教育費、既定額に62万6,000円を追加し、2億1,966万4,000円に。これは、3項の中学校費の増でございます。

11款予備費、既定額から62万6,000円を減じ、7,786万円に。

歳出合計、補正額の増減はなく、30億142万1,000円となります。

次に、4ページに移ります。2、歳出、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、既定額に62万6,000円を追加し、2,380万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、中学校体育連盟全国大会に2名の中学生及び引率者が参加したことによる補助金を新規に計上したものでございます。2月1日から長野県野沢温泉村で開催された全国中学校スキー大会においてアルペン男子ジャイアントスラロームでは3年の長谷川君が17位、クロスカンントリー男子クラシカルでは1年の小林君が74位と立派な成績を残してくれましたので、併せて報告をさせていただきます。

続いて、5ページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から62万6,000円を減じ、7,786万円にしようとするものでございます。これは、歳出予算のバランスを取るためのものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては1月の臨時会補正後に議会とご協議をさせていただき、全国中学校スキー大会に赤井川中学校生徒2名の出場が決定をした

ことから専決処分とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第14号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第3号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第14号））は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第4号ないし日程第8 議案第7号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第5、議案第4号から日程第8、議案第7号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第6、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第7、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第8、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第4号から議案第7号について

ては、本年度人事院勧告に基づく給与改正となっております。一括してご説明申し上げます。

初めに、条例改正に関する本年度人事院勧告の概要につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案第4号の5ページ目をお開きください。人事院による本年度給与勧告のポイントにつきましては、資料の上段にありますように、ボーナスの0.15月の引下げとなっております。

引下げ分については、資料下段になりますが、民間の支給状況等を踏まえ期末手当に反映するものとし、年間の期末勤勉手当支給月数を現行の4.45月から4.3月とするものです。なお、月齢給に関しては民間給与との較差が極めて小さいことから、本年度は改定を行わないという人事院勧告がなされております。

引き続き7ページ目のほうをお開きください。令和3年11月24日に閣議決定された公務員の給与改定に関する取扱いについてであります。上段1にありますように、令和3年8月10日に期末手当の改定に関する人事院勧告が行われたところであるが、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるものとする。なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとするとしております。

下段の4番のところになりますが、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するものとするとしておりますことから、以上を踏まえ条例改正案を提案させていただきます。

それでは、各議案についてご説明いたします。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、人事院勧告に基づく期末手当率改定及び所要の整理のため、この条例を改正しようとするものであります。

議案4ページ目の改正要点資料を御覧ください。第1条の改正は、条項の整理に伴う改正です。

第19条第2項の改正は、人事院勧告に基づく期末手当率を改定するもので、期末手当年間支給率を現行の100分の255から100分の240へと変更するものです。これにより、期末勤勉手当の年間支給率は100分の445から100分の430へと減額されることとなります。

なお、改正条例附則の規定において、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置として算定された期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減額して支給することとされており、これにより先ほどご説明した公務員の

給与改定について国家公務員同様の取扱いが行われることとなります。

なお、会計年度任用職員についても職員と同様の取扱いを行うこととなります。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、村ではかねてより国公準拠の方針を取っており、先ほどご説明いたしました人事院勧告に基づき期末手当率を改定したく、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページ目の改正要点資料を御覧ください。第4条第2項の改正については、人事院勧告による期末手当率改定に伴い、年間支給率を100分の445から100分の430へと変更するものです。

なお、改正条例附則の規定において、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置として算定された期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減額して支給することとしており、先ほどご説明しました議案第4号の職員の給与条例改正と同様の取扱いとしようとするものです。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について。

教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由及び改正内容につきましては、先ほどの議案第5号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

最後に、議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

本議案につきましても、条例改正の理由並びに改正内容につきましては、議案第5号と同様となっておりますので、ここでも説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号から議案第7号までを一括してご説明させていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第6号 教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第8号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第8号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案第8号について上程させていただきますが、本条例改正については本文の朗読は省略し、改正要点資料によってご説明をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、議案第8号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、機構改正に伴い、この条例を改正しようとするものである。

一番最後のページをお開きください。第1条の改正については、機構改正により、「総務課」を分課し「住民課」の新設、及び「介護保険課」の事務を「保健福祉課」へ統合する。

第2条の改正としましては、機構改正により、総務課、住民課、保健福祉課の分掌事務を規定するというございます。

条例改正による影響につきましては、複雑、多様化する行政諸課題への対応が図られるということで、今回役場の内部機構を改正する中で事務の効率化を図っていききたいということでご提案させていただいておりますので、ご協議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 機構改正に伴う条例改正ということで、条例改正による影響は複雑、多様化する行政諸課題への対応が図られるということなのですが、この動機となった考え方というか、なぜこの課なのか、なぜこのタイミングなのか、その辺の背景について少しもうちょっと説明をお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） まず1つ、介護保険課の部分につきましては、御存じのとおりデ

イサービスセンターの指定管理が決まったということで、業務的な部分、今まで介護サービス係で担っていた業務についてなくなるという部分がありましたので、もともと社会課という名前の中で一つの業務としてやっていた部分が今回大きな業務がなくなったという部分もあったので、保健福祉課に統合するという形で考えさせていただきました。

総務課を分課するという部分につきましては、近年公共交通だとか再生エネルギーだとか、総務課に係る負担という部分がどんどんと大きくなってきている、業務負担が大きくなってきているという部分があります。

それから、係でいっても、今現在総務課で担当している係というのが5つ、多分ほかの課と比べても一番多い課になります。そういう部分もあって、なかなか課長もそれを負担するというのも大変な幅広い範囲があったということもあります。そういう部分もあって総務課の分課をしたい。

なぜこのタイミングかというのは、1つはさっき言った介護保険課が今回なくなるということが一つのタイミングであるという形で考えておりました。

それから、もう一つが今公共交通、これから始まりますけれども、これからもそういう再生エネルギーの部分だとか大変になってくる部分があるので、このタイミングで併せて課の設置条例を見直ししたいというふうに考えたものでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、介護保険課に関しましては、課としてなくなるとはいえ、例えば現行の条例にあります（1）から（3）まで介護保険に関する事項、介護サービスに関する事項、デイサービスセンターに関する事項ありますが、指定管理に出すからといって、これらの業務、提案の中にあります介護サービスに関する事項、デイサービスセンターに関する事項は消されていますけれども、この業務なくなるわけではないと思うのですが、その辺どのように考えればいいのか。保健福祉課の中に、例えば業務委託している診療所なども項目として残っていることを考えれば、バランスを考えてもこの介護保険課の3つの項目はそのまま残した上で一緒にするというやり方でもいいのではないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 今回、今まで業務名ではっきりと介護サービスに関する事項、それからデイサービスセンターに関する事項というふうに書かれておりましたけれども、それは直接的に業務を担当するという部分で介護サービス係というものが下にあるものですから、こういう書き方をさせていただきました。

今回指定管理に出しますけれども、今能登議員が言われたとおり当面の間いろんな部分で連絡調整だとかそういうことが必要だろうというふうに考えています。ただ、名称上はこの介護保険に関する事項の中にくくりの中に束ねられるというふうに判断をしたものですから、落としたというよりは、この中に包括をしたというふうにお考えいただければというふうに思います。

ここには、条例という形はこういう形にしかありませんけれども、この下にそれぞれ係の業務を規定したのもございます。その見直しもこの条例通りでしたら見直しをかけたいというふうに考え、そこでは明確にこういう業務というものは出てくるという形にしたいと考えております。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 質問させてください。

この業務をスリムにするためにこういうふうに課を分けるのは分かるのですが、我々としては予算書なんか見るときには各課の業務がどういう業務を行っているかというのを見比べてこうやって見るのです。その中で、こっちの1ページ目と2ページ目を何回かこうやって比べてみると、1つ新しくできた業務があるのですが、住民課のところの4番、住民生活に関する事項という欄があります。各課に分けるといことは、分けてある程度スリム化させるためにあるのに、住民生活に関する事項といったら全てのことが入ってくると思うのですが、あえてこの4番に住民生活に関する事項というのを入れた理由というのは何かあればお答えください。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 今回この課の設置条例を行うに当たって、先ほど言ったとおり係の業務分担の見直しというものも一緒に考えておりました。その中で、今度の新しい住民課で持つ業務の中に今総務課で持っている業務も移管するという部分も考えています。そういうことも考えた中で、細かく言うと例えば今はもう統計だとかも住民係で持っていたり、今度交通安全だとかという部分も住民のほうに持たせようかなという考え方を持っています。それを1個1個上げていくとなると結構大変な部分もあったので、今回住民課という形の名前にしたものですから、この住民生活に関する事項という大きくくりの中でまずはさせていただきます。

それから、さっき言ったように各係の業務分担については、別個規則のほうで定める形になりますので、そちらのほうは改めて4月以降に今の機構図も含めて、その中で業務という部分を明確にさせて、議員の皆さんにもお配りしたいというふうに考えています。

○議長（岩井英明君） 連茂君。

○1番（連 茂君） 今言っていることで大体何となく、機構図とか見れば分かってくるのだなと思うのですが、この書き方がとても優しくないなというふうな感じがしました。今の統計のところなんていうのは、予算書の中でちゃんと一くくりになったものがあるわけだから、住民課に統計の業務を移すのだったら、それは書くべきだと思うし、そのほうが受け取る我々としては分かりやすいということなので、今内容説明は分かりましたけれども、その辺も配慮いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 今回この改正をするに当たって他町村の課の設置条例というのをいろいろ見させてもらいました。私たちもなかなかそういうのを見ることないのですか

ら。そうすると、課の名前だけしか書いていない町村というのも結構ありまして、うちみたい  
にこういうふうに全部羅列しているところってそう多くはないのです。なおかつ、もっと  
大きくくり、3つぐらいに束ねてしまっているところも意外と多いというのが今回分かり  
まして、今回改正するに当たって、今回は1つ介護保険課をなくする、住民課をつくるとい  
う大きなタイミングだったものですから、こういう整理をさせてもらったのですけれど、  
今後例えば各係の調整という部分に関して、その都度条例改正というのではなくて、さっき  
言った機構図の中の改正という形で対応していきたいという部分があったものですから、  
今回抽象的な言葉になるかもしれないですけれども、住民生活に関する事項という形にさ  
せていただきました。これに関しては、今後いろんな部分で事務量の変化だとか世の中の流  
れだとか、そういう部分で変わってくる部分が多々あるかというふうに思いますので、そ  
ういう部分では大きくくりにさせていただいたということではございました。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） また別の観点からなのですけれども、複雑、多様化する行政諸課題  
への対応を図るということなのですが、先ほど例として挙げられた公共交通とか、あと再生  
エネルギーのことなども各課だけでは対応できない分野横断的な課題も今は本当に多くな  
っております。以前からその各課を統合するというか、連絡調整機能を図るハブ的な課が必  
要ではないかということ。前赤松村長のときにもお聞きしたことあったのですが、そのとき  
村長の答弁では総務課がその役割を担うということでお答えありました。ただ、今の新しい  
業務の中にも総務課の中にはそういう連絡、連携の中心になる機能というのはなかなかこ  
の中からは読み取れないのですが、今住民課として総務課を分けることでそういうハブ的  
な機能、役割をもっと果たせるようになるのか、その辺の意識ですね、その辺を伺いた  
いです。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 業務的な名称でいけば、要するにここの7番のほかの課に属さ  
ない事項、これに全て統括されます。実際問題、いろんな業務が出てきている中で各課との調  
整を図らなければならないという部分に関しては、その業務ごとにそれぞれの課で今連携  
を取っていただいてやっていたというものが現状でございます。ただ、どこの課とい  
う形に所属をさせないと、なかなか担当を決めておかないと窓口的な部分、例えば文書の  
やり取りだとか決裁だとか、そういう部分での問題点がどうしても出てしまうという形  
の中で、例えば今言われた公共交通だとか再生エネルギーに関しては今の総務課にという形  
にさせていただいております。ただ、さっき言ったように、今後その事務量だとか世の中  
の変化によって、それが例えば別な課に行くだとか別な係に行くということは今後もあり得  
ることだというふうに考えております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） この課新設ということは、これは理事者側でやったほうがいいので  
ないかということは分かります。

ただ、昨年来、その前からも産業課の負担が多いのではないかと、人数は変わらないということもありました。ただ、総務課の中の仕事をぼんと2つに分けたよ、今そういうふうに分けられるのです。せっかく新設する課であれば、やはりその辺の調整もあえてやって、こういう提案されて出してくれたほうがよりスムーズにみんな機構がうまくいくのかなという感じはするのですが、なぜそこまでの配慮がなかったのかなということが自分では不満に思うのですが、どうでしょうか。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） 後ほど一般質問で出てくる部分でもありますが、有害鳥獣駆除が特に産業課の中で今負担がどんどん大きくなってきている部分でもあります。その部分については、別個な考え方を今させていただきたいというふうに考えておりますので、産業課の体制を例えば分けるだとか人数増やすという形ではなくて、今その部分を別個な形で考えたいというふうに今回は考えております。ですから、今回の課の設置条例という部分では触れておりません。

今回これに至るまでに昨年度財政健全化だとかという話をする中で、各課の中からのいろんな意見を聞いたり担当課のほうから直接的に意見を聞いた中で今回こういう事務分掌の見直しと、課の設置条例の見直しという形を考えさせていただいております。

○議長（岩井英明君） そのほかありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第8号 赤井川村課設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第9号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第9号についてご説明いたします。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第9号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案18ページの改正要点資料を御覧ください。今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、先ほど申し上げました全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の改正に伴うもので、総務省から示される条例例に沿って改正を行っております。

第3条から第23条第1項の改正につきましては、法改正に伴う規定、条項等の整備を行う改正となっております。

第23条第2項の改正、条項の新設ですけれども、法改正に伴い、国民健康保険加入世帯に未就学児童がいる場合は、新たに国民健康保険税の被保険者均等割額が減額される規定を新設し、これら対象世帯については令和4年度から国民健康保険税が減額されることとなります。

以降、第23条の2、附則中の改正につきましても、法改正に伴う条項の整備を行うものです。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思います。これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第9号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第10号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第10号についてご説明申し上げます。

議案第10号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案について。

赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

条例制定の理由としましては、公職選挙法の改正に伴い、赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担制度を導入するため、この条例を制定しようとするものであります。

条例概要を説明する前に令和2年6月の公職選挙法の改正についてご説明いたします。資料4ページを御覧ください。上段になりますが、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大について、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成、これら3点について条例により選挙公営の対象とすることになっており、この法改正によりまして条例を新規に制定しようとするものであります。

それでは、1ページ目にお戻りください。新規条例案の朗読はいたしません、条例案に沿って概要を説明させていただきます。

第1条には、公職選挙法に基づく条例の趣旨を規定しております。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車について、公費負担額や自動車使用に係る契約締結の届出等について定めております。

2ページ目以降となりますが、第6条から第8条につきましては選挙運動用ビラについて、第9条から第11条は選挙運動用ポスターの公費負担額等を定めております。

なお、これら公費負担については、第2条後段のただし書に規定されておりますように、候補者の供託金が法の規定により村へ帰属することにならない場合に限るとされております。

終わりになりますが、この条例の施行期日ですが、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用することを申し上げ、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第10号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 若干休憩します。

午後 2時12分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

#### ◎日程第12 議案第11号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第11号 赤井川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私からただいま上程をいただきました議案第11号について説明をさせていただきます。なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につ

きましては改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第11号 赤井川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、指定ごみ袋5リットル袋導入に伴い、必要となる事項を定めるため、この条例を改正しようとするものです。

4ページをお開きください。こちらに改正要点を記しておりますが、家庭系一般廃棄物の処理において、指定ごみ袋5リットルの袋を導入することに伴い、その手数料を規定するものです。

こちらにつきましては、5リットル袋の導入により排出量の少ない住民の方の負担が軽減されることとなります。なお、需要の見込みから当面は可燃用ごみ袋のみ導入いたします。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上、保健福祉課所管の条例に関する説明を終わります。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 赤井川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第11号 赤井川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号ないし日程第18 議案第17号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第12号 赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第13、議案第12号から日程第18、議案第17号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第12号 赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第14、議案第13号 赤井川村介護サービス事業所条例を廃止する条例案について、日程第15、議案第14号 赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案について、日程第16、議案第15号 赤井川村高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業条例の一部を改正する条例案について、日程第17、議案第16号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第18、議案第17号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長(神 信弘君) それでは、私のほうから上程いただきました議案第12号から第17号についてご説明をさせていただきます。なお、条例文の朗読はいたしません。改正点につきまして改正要点資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第12号 赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、指定管理者制度を導入するため、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、職員については省令の基準に基づき配置しており、現行の条例、規則と不整合となっており、整理をするのと、指定管理者導入に伴い必要となる規定を追加するものでございます。配置する職員に変更はないことから、利用者への影響はございません。

続きまして、議案第13号 赤井川村介護サービス事業所条例を廃止する条例案について。

赤井川村介護サービス事業所条例を廃止する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、指定管理者制度を導入するため、この条例を廃止しようとするものです。

指定管理者がデイサービスセンター訪問介護事業所の設置者となるため、廃止するものでございます。

続きまして、議案第14号 赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案

について。

赤井川村介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。  
令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、事業運営を委託するため、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、事業運営を委託することができるように規定を追加するもので、事業の内容に変更なく、利用者に影響はございません。

続きまして、議案第15号 赤井川村高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、事業運営を委託するため、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、事業運営を委託することができるように規定を追加することと、生活援助員の居住条件に補助員の入居を可能とすること及び補助員の要件に委託法人等の職員を追加するもので、事業運営や入居者に影響はございません。

続きまして、議案第16号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、指定管理者制度導入に伴い、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。こちらも改正要点を記しておりますが、指定管理者制度導入に伴い、会計年度任用職員の給与等の基準となる職務から赤井川村訪問介護事業所及び赤井川村デイサービスセンターに従事する職の規定を削除するものです。

続きまして、議案第17号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由としましては、指定管理者制度導入に伴い、介護保険サービス事業に係る特別会計の設置が不要となることから、この条例を改正しようとするものです。

3ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、介護保険サービス事業特別会計を削除するものでありますが、令和3年度介護保険サービス事業特別会計決算において次年度へ繰り越すべき金額があるときは、一般会計に繰り越すこととして特に影響はございません。

以上、介護保険課所管の条例に関する議案第12号から第17号までご説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第13号のご説明の中で指定管理者がセンターの設置者となるというくだりがあったかと思いますが、もう一度確認してよろしいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） こちらの条例につきましては、赤井川村が訪問介護事業所と赤井川村デイサービスセンターの事業所を開設、また事業を運営するための条例案でございます。指定管理にすることから、村での設置ではなく指定管理者が事業所を設置するということになるため、この条例を廃止するものでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 指定管理制度というのは、あくまで施設の設置者は自治体になるのではないかと思うのですけれども、あくまで管理運営を任せるのが指定管理者であって、その辺どのように整理されているのか、もう一度お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 建物の所有は、あくまでも村ということで変わりはございませんが、デイサービスセンターの事業の運営、あと訪問介護事業所の事業の運営をするために届出が必要になってきます。その申請、届出の場合に設置者はあくまでも事業を運営するものということになりますので、そのような形になってございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 例えば議案第12号は赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例ということなのですけれども、これとの整合性というのはどのように考えればいいのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 答弁調整、若干休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、再開します。

答弁を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 申し訳ございません。

議案第13号の赤井川村介護サービス事業所条例につきましては、デイサービスセンター、また訪問介護事業所を運営するためのものの条例でございます。先ほど条例案の提案説明時に設置者となるという表現をいたしました。認可上、提出する際に設置者というのは指定管理者の名前という形にはなるのですが、条例上というか、うちの村としましては第12号

の赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、こちらが建物を設置する、あくまでも村がデイサービスセンターを設置するという条例になっております。13号につきましては、事業の運営という形で押さえていただければと思います。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 議案第14号、第15号なのですけれども、議案第15号の場合は配置、赤井川村は、社会福祉法人等に委託することができるかと書いてあります。そして、第4条の2には、これはデイサービスセンター運営事業を受けたところかというふうに受け取れるのです。この事業を委託するというふうに取れるのですが、14条のほうはそういうふうには取らなくていいということですよ。あくまでも社会福祉法人等に委託することができるかということが書いてあるので、これは指定管理者が受けるということではなく、そして等とついていますので、これは誰でもいいというふうに解釈取れるのですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 14号の赤井川村介護予防・生活支援事業と高齢者世話付住宅生活援助員というのは、両方とも指定管理者を受注されることになった法人に対して委託をするということと考えております。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番（川人孝則君） 考えているのは分かりますが、これは指定管理者に完全に委託するというのは決まっていないという判断でよろしいので、あくまでも社会福祉法人等であればいいという判断でいいのですよね。指定管理者がこれを受けるといふことにはならないという判断は、15のほうはそう書かれていますので、それはいいのです。14号のほうは、そういう解釈はしなくてよろしいという判断でいいのですね。

○議長（岩井英明君） 社会福祉法人等、この等というのが要るのかという意味なのか、言っていること。これだけ等ついているから。などということがどういう意味を指しているのか。そのほかでもいいということか。

介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） すみません。議案第14号の介護予防・生活支援事業条例につきましては、こちらは当初から指定管理者に委託を行わせるというところで、そもそも指定管理者の提案というか、指定管理の中に含まざる事業でございますので、こちらのほうには社会福祉法人等という形で記載をさせていただいております。

第15号の高齢者世話付住宅につきましては、指定管理の提案時にはこちらの業務というのは含まれておりませんので、このような表現の形で提案させていただいているところでございます。基本的には、指定管理者の受けるところに高齢者世話付住宅の派遣事業についても委託するという考えでございます。こちらにつきましては、また改めて見積りを徴収し、契約を行うという流れになります。

○議長（岩井英明君） 川人孝則君。

○6番(川人孝則君) なぜ今これを聞くかという、指定管理は確かに最初サービス、一般の仕事としてこちらの住宅のほうですか、そのことは確かに言っていました。ただ、これからこれを見積り受けて、またさらに受けさせるよとかという方法で、次から次へと仕事はこちらに行くとかということは、指定管理制度そのものをどこまで指定管理、議会では許したの。要は、どこまで納得してオーケーしたのが、結局はさらに仕事がだんだん増えていくのですねとか、指定管理はここまでだったのですよねという決まりがどこであるのかというのがなくなる感じするので、この社会福祉法人等、この等という言葉は何を意味するのかというのが自分は本当に不安というか、何でもいいのですよね、これ。等とつけば。社会福祉法人でなくてもいいのです、受けるところがあれば。そういうふうに解釈も取れるところなのです、この等というのは。だから、この意味がどういう意味でつけているのかというのが自分としては……。前回過去にも一度だけこういう条例つくったときに、たまたまその等がついていて、これはいいのだという説明がされました。だから、この等という意味がどういう意味なのかというのが自分は本当にすごく不安がある。指定管理にここまで入れるのですよ、入っているのですよというのなら、それでいいのです。ただ、それをはっきりと後からまた予算を見積り出すなんて、そんなことはないでしょう。指定管理費の中に入っていないなければならないのです、入れるのであれば。

○議長(岩井英明君) 副村長。

○副村長(大石和朗君) 今言われた14号の部分に関しては、指定管理の申請の中で、これも要するに業務としては同じ業務なので、あとは対象者、要するにお金の出し方だけの違いなので、一緒にやってもらいますよということで申請をいただいた中に含まれております、まずは。ですから、お金の出し方として村単独の事業なので、指定管理料ではないけれども、委託料としてこの分は払いますよ。この件に関しては、議会にも説明をさせていただいている案件でございます。

15号に関しては、そのときにもお話ししましたが、LSAの部分に関しては、そこに決まったところに対して村として別個に委託業務で発注いたしますよという形で、そのとき予算のほうもお示しをさせていただいたというふうになります。ただ、条例上こういうふうに別々になっているものですから、今回それをまとめて整理をさせていただいた形になります。一遍にはできないという部分なので。あえて14号のほうにそういうふうに書いていないのはまずなぜかという部分に関しては、さっき言ったように申請の中に含まれているか含まれていないかで書き方が変わっているということです。

それから、社会福祉法人等、この等って何だという話であれば、社会福祉法人以外でも医療法人だとかいろんな関係団体、いろんな法人って全部本当は並べなければならないのかもしれないですけども、一般的な社会福祉法人というのを掲げて、そのほかに等と掲げさせていただいて、これに関しては指定管理の申請時の段階でこういう団体という形でうちのほうで提示をしておりますので、それを包括した形で等というふうにつけているというふうにご判断いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第15号の第4条なのですが、LSA及びLSA補助員の要件は、次に掲げるものとするの（2）のほうで、補助員は、LSA不在時の援助を行うため云々というのが、今までですとどちらも村でやっていることだったので、そういうこと気にならなかったのですが、今回その業務委託という形と指定管理者制度と2本立てになっている、その契約上どういうふうに位置づけるのか。デイサービスセンターの、これは提案のときには入っていなかった業務ですので、それは指定管理者の業務としてどのように相手方は受けるのか。

あと、そもそもデイサービスセンターの職員を充てるものとするという項目自体要らないのではないかなと。それは、委託者が考えればいいことで、何でデイサービスセンターの職員を充てなければいけないのか、その辺この項目が妥当なのかどうかも疑問なのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） もともとの条例についても、例えばLSAが不在になった場合には、高齢者の見守りだとか、その辺りの業務をカバーするために赤井川村デイサービスセンターの職員を充てるものとするというふうなうたっておりました。指定管理を行うに当たって、こちら括弧書きで新たに追加している事業の運営を社会福祉法人に委託している場合にあっては、受託した社会福祉法人等の職員を充てるようにということで、あくまでもその見守りと生活の支援に穴が空かないために、こういった措置を取ろうというふうな考えの下、条例を制定しているものでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 穴が空かないようにというのはもっともなのですが、ただ穴が空かないようにするためにはいろんなやり方あると思います。法人の別の部署から人を派遣するのもいいでしょうし、わざわざデイサービスセンターの職員が行く必要というのは、必然性というのはなくなるのかと思います。今までは、それがどちらも直営だったからそういうやり方でもよかったかもしれませんが。

あと、この業務委託の補完、指定管理者がその業務委託の部分を指定管理制度の中の部分から職員を補完するという形になりますよね、補助員として業務委託の業務をこなさなければならぬのだったら。そうすると、指定管理者としては業務の追加という形にならないのかな。その辺、どんなふう調整されるのか。だって、1人、そっちに人取られるわけですよ。そうすると、デイの見積り、提案書だって配置人数ぎりぎりの状態なのに、そこからどうやってLSAの補助員を引っ張ってくるのかというのも気になるのですが、実際どのように運用しようとされているのか、いま一度お聞きいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 指定管理でデイサービスセンターにいる職員を時間帯で、もしかしたらやり方、運営の仕方でLSAのほうに見回りをまず行くとかというような流

れになるのかもしれませんが、こちらの新たに定める事業の運営を社会福祉法人等に委託している場合にあっては、委託した社会福祉法人等の職員を充てるということなので、ここをデイサービスセンター職員という形で縛っているものではなく、例えば法人にいらっしゃる職員を充てることも可能ではないかというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 困ったな。回数が行き過ぎる。5回、6回やっているから、休憩取ったって仕方ないのだけれども、どうだろう、理事者。14号、15号、予算委員会の中で答え出してから最終に採決したいと思うのだけれども、このままで採決取っても不都合が起きるかなという気がするのです。これ債務負担行為も載っていることだし、この分野は最後に。という思いがあるのですけれども、どうですか、皆さん。意見があればあれなのですけれども、もうちょっと詰めなければならぬという部分も聞いていてあるような気がしますし、これまた何回も、5回も行っているから、発言どんどん、どんどん許すわけにもいかないし。若干5分休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（岩井英明君） 再開いたします。

質疑を受けます。14、15号以外の質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） それでは、改めて質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第12号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第12号 赤井川村デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 赤井川村介護サービス事業所条例を廃止する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第13号 赤井川村介護サービス事業所条例を廃止する条例案については、原案のとおり可決されました。

ただいま議題となっております議案第14号、議案第15号については、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第15号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長には湯澤幸敏議員をお願いすることにしたいと思っております。よろしく取り計らい願いたいと思っております。

次に、議案第16号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第16号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第16号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第17号 赤井川村特別会計条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第18号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第19、議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第18号について説明させていただきます。

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、毎年度1年の任期で委嘱しておりますヒグマ防除隊員に関しまして、対象鳥獣がヒグマのみならず有害鳥獣全般の防除活動をしていることから、ヒグマ防除隊員の名称変更を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

なお、次のページにあります条例文の朗読はいたしません、改正点につきましては改正要点資料に沿って説明させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。改正条例案、別紙第1表におきまして、現在有害鳥獣被害業務を委嘱しておりますヒグマ防除隊員ですが、平成13年のヒグマ防除隊員設置以降、当時主な対象鳥獣でありましたヒグマから、現在はエゾシカやアライグマなどの小動物にも活動対象が広がっておりますことから、活動を包括する名称として令和4年4月より有害鳥獣駆除隊員に名称変更しようとするものでございます。

このたびの名称変更に伴い、本条例の一部を改正するものでございまして、従来からの活動には変更はありません。そのため、右の欄の条例改正による影響につきましては、特に影響はございません。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第18号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第19号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第20、議案第19号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、ただいま上程いただきました議案第19号について説明させていただきます。

議案第19号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、農業経営基盤強化促進法による嘱託登記を行う際の手数料の徴収、併せて所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものでございます。

なお、次のページにあります条例文の朗読はいたしません、改正点につきましては改正要点資料に沿って説明させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。改正条例案の第2条第1項第13号におきまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律への法律名の修正でございます。これは、国において平成27年に法律が名称変更されておりましたが、本条例では変更されていなかったことから、このたび法律名を修正しようとするものでございます。

同じく第38号の次に39号といたしまして、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令に係る嘱託登記手数料を新たに追加するものでございます。農地の権利移動に関しましては、農地法によるもののほか、この農業経営基盤強化促進法による所有権移転、売買が行われておりまして、この法律による手続を経て権利者と義務者の当事者において、または司法書士等による代理登記が主に行われております。

なお、この法律におきましては、地方自治体による嘱託登記ができるという規定があるのですが、村としましてはこれまで登記事務の対応をせず、本条例でも嘱託登記手数料は設けておりませんでした。今回の手数料条例の一部を改定いたしまして、権利者から要望があれば村で嘱託登記を行えるよう改正しようとするものでございます。

右の欄の条例改正による影響につきましては、第2条第13号の法律名の修正につきましては特に影響はございません。同じく39号の農地所有権移転などに係る嘱託登記手数料の追加につきましては、当事者が村による嘱託登記の希望をした場合には手数料を徴収する

こととなりますが、当事者は登記手続の負担軽減というふうになります。また、手数料に関しましては、今回後志管内の徴収金額を参考に設定させていただいたところでございます。

以上で条例改正案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第19号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第19号 赤井川村手数料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第20号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第21、議案第20号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（今城 豪君） ただいま上程をいただきました議案第20号についてご説明いたします。なお、改正条例案の朗読はいたしません。新旧対照表並びに改正要点資料にて説明させていただきます。

議案第20号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、村有住宅の老朽化に伴い住宅を解体したことにより、住宅戸数に変動が生じたため、この条例を改正しようとするものであります。

議案2 ページ目の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。今回の村有住宅管理条例

の改正につきましては、先ほど申し上げたとおり住宅戸数の減によるものであり、新旧対照表のとおりアンダーライン、昭和36年に建設された赤井川地区1棟2戸の住宅を老朽化のために取り壊したことにより、右側の表、アンダーラインの箇所が削除となっております。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。改正内容といたしましては、村有住宅の老朽化に伴い住宅を解体したことにより、住宅戸数に変動が生じたため、別表3の表中にある解体された住戸を削除するとなっております、本条例改正による影響も特にございませぬ。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第20号……その前に連議員、足悪いの何か気になって、苦しそうですから、あなただけは挙手でも結構ですから、許します。

議案第20号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立・挙手多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第20号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第21号ないし日程第27 議案第26号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第22、議案第21号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

この際、日程第22、議案第21号から日程第27、議案第26号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第21号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第15号）、日程

第23、議案第22号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第23号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議案第24号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議案第25号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第27、議案第26号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

ここで提案理由の説明を求める前に休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、議案第21号から上程させていただきます。

令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第15号）です。

1 ページ目をお開きください。議案第21号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第15号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,947万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,089万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

それでは、次ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入からご説明いたします。1 款村税、既定額に1,127万8,000円を追加し、2億9,141万8,000円に。1 項村税で1,374万5,000円の増、2 項固定資産税で115万円の増、3 項軽自動車税で1万7,000円の減、5 項入湯税で360万円の減です。

2 款地方譲与税、既定額に11万1,000円を追加し、4,078万5,000円に。3 項森林環境譲与税の増でございます。

10 款地方交付税、既定額に4,245万9,000円を追加し、11億7,627万円に。1 項の地方交付

税の増でございます。

12款分担金及び負担金、既定額に3万5,000円を追加し、158万5,000円に。1項負担金の増でございます。

13款使用料及び手数料、既定額から14万1,000円を減じ、3,182万8,000円に。1項使用料で23万1,000円の減、2項手数料で9万円の増です。

14款国庫支出金、既定額から321万2,000円を減じ、3億5,932万4,000円に。1項の国庫負担金で14万9,000円の減、2項国庫補助金で345万9,000円の減、3項委託金で39万6,000円の増でございます。

15款道支出金、既定額から346万2,000円を減じ、6,346万円に。1項の道負担金で137万5,000円の減、2項道補助金で201万7,000円の減、3項委託金で7万円の減です。

16款財産収入、既定額に1,000円を追加し、980万8,000円に。1項の財産運用収入の増でございます。

17款寄附金、既定額に2,247万9,000円を追加し、4億2,278万1,000円に。1項寄附金の追加でございます。

18款繰入金、既定額から149万9,000円を減じ、726万5,000円に。2項基金繰入金の減です。

20諸収入、既定額に652万8,000円を追加し、1億7,253万9,000円に。1項の延滞金加算金及び過料で9万6,000円の追加、3項受託事業収入で3万2,000円の減、4項雑入で646万4,000円の増です。

21款村債、既定額から1,510万円を減じ、2億3,082万7,000円に。1項村債の減です。

歳入合計、既定額に5,947万7,000円を追加し、30億6,089万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、4ページ、歳出です。1款議会費、既定額から181万9,000円を減じ、4,720万2,000円に。1項議会費の減です。

2款総務費、既定額に1億2,398万8,000円を追加し、9億4,362万5,000円に。1項総務管理費で1億2,242万6,000円の増、2項徴税費で5万5,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費で189万円の増、4項選挙費で9万8,000円の減、6項監査委員費で17万5,000円の減です。

3款民生費、既定額から1,168万円を減じ、4億854万8,000円に。1項社会福祉費で1,203万9,000円の減、2項児童福祉費で35万9,000円の増です。

4款衛生費、既定額に1,575万8,000円を追加し、2億8,740万2,000円に。1項保健衛生費の増です。

5款農林水産業費、既定額から505万3,000円を減じ、1億2,948万1,000円に。1項の農業費で475万8,000円の減、2項林業費で29万5,000円の減です。

6款商工費、既定額から23万2,000円を減じ、1億2,102万8,000円にしようとするものです。1項の商工費で23万2,000円の減です。

7款土木費、既定額から313万5,000円を減じ、4億6,432万9,000円に。2項の道路橋梁費で394万6,000円の減、4項住宅費で81万1,000円の増です。

8款消防費、消防費につきましては財源移動に伴う掲載となっており、予算額増減はございません。既定額どおりでございます。

9款教育費、既定額から1,795万3,000円を減じ、2億171万1,000円に。1項教育総務費で431万5,000円の減、2項小学校費で88万4,000円の減、3項中学校費で11万円の増、4項社会教育費で991万9,000円の減、5項保健体育費で294万5,000円の減です。

11款予備費、既定額から4,039万7,000円を減じ、3,746万3,000円に。1項予備費の減額です。

歳出合計、既定額から5,947万7,000円を追加し、30億6,089万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、6ページ目に入ります。第2表、繰越明許費。2款総務費、1項総務管理費でバス停標識更新業務で96万4,000円、同じく総務費で3項の戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度（住民情報）システム改修業務ということで289万1,000円。3款民生費で、2項住民福祉費で子育て世帯臨時特別支援事業で888万5,000円。9款教育費、2項小学校費で赤井川小学校備品（学校保健特別対策事業）購入事業で40万7,000円、都小学校備品、括弧内は同じくして購入事業で3万8,000円、3項中学校費で赤井川中学校備品として、括弧内同じくして購入事業で54万1,000円。繰越明許費合計1,372万6,000円でございます。

続いて、債務負担行為、7ページ目です。第3表、債務負担行為。事項、期間、限度額となっておりますけれども、期間については令和3年から令和4年と全て7ページ目については同じなので、期間については飛ばして、事項と限度額をご説明します。赤井川村らバス運行業務につきましては1,776万3,000円、地域包括支援センター運營業務につきましては3,379万2,000円、生活支援体制整備事業につきましては844万8,000円、火葬場管理業務につきましては467万5,000円、資源リサイクル分別収集業務につきましては521万4,000円、一般廃棄物収集業務につきましては1,584万円、最終処分場管理業務につきましては2,068万円、道の駅あかいがわ指定管理業務につきましては3,119万2,000円、赤井川村構造改善センター指定管理業務につきましては1,334万円、生活改善センター管理業務につきましては522万5,000円でございます。次ページに入ります。8ページにつきまして、上から4行目までは期間が令和3年から令和4年度でございます。体育館管理業務655万6,000円、日常生活支援総合事業205万1,000円、高齢者世話付住宅援助員派遣事業389万4,000円、赤井川村サービスセンター指定管理業務3,114万6,000円でございます。続いて、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業は、期間として令和3年から令和5年まで、138万円でございます。経営体育成強化資金利子補給につきましては、期間について令和3年から令和7年まで、3万7,000円でございます。債務負担行為合計2億123万3,000円でございます。

続いて、9ページに入ります。第4表、地方債補正です。起債の方法、利率、償還の方法については、従前と同じのため説明を省略させていただきます。また、変更のあった部分のみご説明をいたします。まずは、過疎対策事業債、2行目の橋梁長寿命化事業、補正前が3,370万円、補正後は3,350万円が20万円の減、次地域公共交通バス購入事業1,020万円が500

万円、520万円の減、赤井川村公共交通バス運行業務300万円が皆減、ゼロです。外国語指導業務570万円が340万円で230万円の減。過疎債計としまして、補正前1億490万円に対しまして、補正後9,420万円で1,070万円の減です。続いて、緊急防災・減災事業債につきまして、2段目の体育館ホール等改修工事1,710万円が1,660万円で50万円の減でございます。緊急防災・減災事業債合計につきましては、補正前が2,850万円、補正後が2,800万円でございます。続きまして、公営住宅建設事業債です。村営中央団地戸別改善改修工事等で750万円が850万円で100万円の増、村営悠友団地個別改善改修工事等で2,930万円が2,440万円で490万円の減。公営住宅建設事業債合計で3,680万円が3,290万円で390万円の減。起債合計2億4,592万7,000円が2億3,082万7,000円で1,510万円の減でございます。

一般会計の補正予算につきましては、歳入については村民税、地方交付税、ふるさと納税の増額と村債の減額が主な要因となっております。

歳出につきましては、財政調整基金積立金及びふるさと納税返礼品、簡易水道会計の繰出金の増と各事業の執行残整理が主な減額要因となっております。

詳細については、副村長以下でご説明をさせていただきます。

なお、1枚予算説明資料としてA4の紙が、字が小さくて申し訳ないのですけれども、参考資料として令和3年度予算新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金予算計上状況ということで、これは令和2年度の方で補正ということで整理をされている分ですので、後ほど参考にしていただければというふうに思います。

続きまして、令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書(第2号)でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第22号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,695万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款後期高齢者医療保険料で、既定額に120万2,000円を追加し、894万5,000円に。1項の後期高齢者医療保険料の増額です。

3款繰入金、既定額から60万2,000円を減じ、800万1,000円に。1項一般会計繰入金の減でございます。

歳入合計、既定額に60万円を追加し、1,695万2,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に60万円を追加し、

1,514万8,000円に。1項後期高齢者医療広域連合納付金の増でございます。

歳出合計、歳入同額の補正額60万円で、1,695万2,000円にしようとするものでございます。詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）です。

1ページ目をお開きください。議案第23号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,188万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

続いて、2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款国民健康保険税、既定額に426万8,000円を追加し、2,782万7,000円に。1項国民健康保険税の増。

3款財産収入、既定額から1,000円を減じ、皆減でございます。1項の財産運用収入の減です。

4款繰入金、既定額から531万6,000円を減じ、1,400万3,000円に。1項他会計繰入金の減です。

6款諸収入、既定額に4万1,000円を追加し、4万6,000円に。1項延滞金及び過料の増です。

歳入合計、既定額から90万8,000円を減じ、4,188万9,000円にしようとするものです。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費、既定額から90万7,000円を減じ、4,118万3,000円に。1項総務管理費で89万6,000円の減、3項審議会費で1万1,000円の減です。

2款基金積立金、既定額から1,000円を減じ、皆減です。1項の基金積立金の減です。

歳出合計、既定額から90万8,000円を減じ、4,188万9,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第3号）。

議案第24号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ558万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,431万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款サービス収入、既定額から44万8,000円を減じ、985万5,000円に。1項介護給付費収入で40万8,000円の減、3項自己負担金収入で4万円の減です。

2款繰入金、既定額から513万1,000円を減じ、3,376万5,000円に。1項の一般会計繰入金の減額です。

4款諸収入、既定額から9,000円を減じ、69万4,000円に。1項雑入の減です。

歳入合計、既定額から558万8,000円を減じ、4,431万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費、既定額から577万5,000円を減じ、3,863万5,000円に。1項施設管理費の減額です。

2款事業費、既定額に18万7,000円を追加し、558万円に。1項サービス事業費の増です。

歳出合計、既定額から558万8,000円を減じ、4,431万5,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長から説明させます。

続いて、令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第3号）。

1ページ目をお開きください。議案第25号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万7,000円を減じ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億426万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款事業収入、既定額から410万円を減じ、3,718万円に。1項使用料の減です。

2款繰入金、既定額に1,677万円を追加し、5,109万1,000円に。1項一般会計繰入金の追加でございます。

4款諸収入、既定額に119万3,000円を追加し、119万4,000円に。1項雑入の追加でございます。

5 款村債、既定額から1,410万円を減じ、1,480万円に。1 項村債の減額です。

歳入合計、既定額から23万7,000円を減じ、1 億426万6,000円にしようとするものでございます。

3 ページ目に入ります。歳出、1 款総務費、既定額から29万6,000円を減じ、846万3,000円に。1 項総務管理費の減でございます。

2 款営繕費、既定額に5万9,000円を追加し、8,227万1,000円に。1 項営繕費の増でございます。

歳出合計、既定額から23万7,000円を減じ、1 億426万6,000円にしようとするものでございます。

続いて、4 ページをお開きください。第2表、繰越明許費、2 款営繕費、1 項営繕費、赤井川地区簡易水道舗装復旧工事で62万7,000円、池田地区飲料水供給施設配水管布設工事で490万6,000円。繰越明許費合計で553万3,000円でございます。

続きまして、5 ページ目、第3表、債務負担行為でございます。水道施設水質等管理業務につきまして、令和3年度から令和4年度で、限度額としては2,126万3,000円でございます。

続いて、6 ページに入ります。第4表、地方債補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法については従前の例によりますので、変更の部分のみご説明をさせていただきます。簡易水道公営企業会計適用債でございます。赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務としまして、1,210万円が1,200万円に、10万円の減。特別減収対策企業債として、特別減収対策企業債1,400万円が皆減でゼロでございます。補正前合計2,890万円が補正後1,480万円となっております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

最後になります。令和3年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページ目をお開きください。議案第26号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,188万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年3月8日提出、赤井川村長。

2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3 款国庫支出金、既定額から63万2,000円を減じ、536万8,000円に。1 項国庫補助金の減。

4 款繰入金、既定額から132万2,000円を減じ、5,097万8,000円に。1 項一般会計繰入金の減でございます。

6 款諸収入、既定額に83万1,000円を追加し、83万2,000円に。1 項雑入の増です。

歳入合計、既定額から111万3,000円を減じ、7,188万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、3 ページ、歳出、1 款総務費、既定額から29万3,000円を減じ、447万9,000円に。1 項総務管理費の減です。

2 款営繕費、既定額から82万円を減じ、4,644万9,000円に。1 項営繕費の減です。

歳出合計、既定額から111万3,000円を減じ、7,188万3,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4 ページ、第2表、債務負担行為、あかいがわアクアクリーンセンター管理業務につきましては、期間、令和3年度から令和4年度、限度額として2,449万7,000円を債務負担行為として計上させていただいております。

詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上で提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和3年度一般会計補正予算書（第15号）の歳入についての説明をさせていただきます。なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業につきましては主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の12ページ目をお開き願いたいと思います。2、歳入、1 款村税、1 項村民税、1 目個人、既定額に1,272万7,000円を追加し、5,204万3,000円にしようとするものでございます。こちらは、賦課実績による増額でございます。

同じく12ページ上段、1 款1 項2 目法人、既定額に101万8,000円を追加し、1,379万1,000円に。こちらも賦課実績による増でございます。

同じく12ページ中段、1 款2 項固定資産税、1 目固定資産税、既定額に115万円を追加し、2 億1,244万9,000円に。こちらは、滞納繰越分実績見込み等による増でございます。

同じく12ページ中段、1 款3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、既定額から1 万7,000円を減じ、448万7,000円に。こちらも実績見込みによる減でございます。

同じく12ページ下段、1 款5 項入湯税、1 目入湯税、既定額から360万円を減じ、141万円に。こちらも実績見込みによる減でございます。

続いて、13ページに移ります。2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、既定額に11万1,000円を追加し、478万5,000円に。こちらは、額の確定による増でございます。

続いて、14ページです。10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、既定額に4,245

万9,000円を追加し、11億7,627万円に。こちらは、普通交付税の追加交付による増でございます。主に新型コロナウイルス感染症対策特別措置分が増えた要因でございます。

続いて、15ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額に3万5,000円を追加し、158万5,000円にしようとするものでございます。こちらは、生きがいデイサービス事業の利用者増に伴う食事負担金の増額でございます。

続いて、16ページです。13款使用料及び手数料、1項使用料、3目農林水産使用料、既定額に26万7,000円を追加し、162万円に。こちらは、農業振興センター及び畑地かんがい施設使用料の利用実績見込みによる増額でございます。

続いて、16ページ中段、13款1項4目商工使用料、既定額から36万3,000円を減じ、68万7,000円に。これは、都運動公園及びみやこ公園使用料の利用実績による減でございます。

続いて、16ページ中段、13款1項6目教育使用料、既定額から13万5,000円を減じ、16万円に。これは、生活改善センター使用料の利用実績見込みによる減額でございます。

続いて、16ページ下段から17ページにかけて、13款2項手数料、3目農林水産手数料、既定額に9万円を追加し、19万9,000円に。こちらは、地籍調査成果に関する手数料等の実績見込みなどによる増額でございます。

続いて、18ページに移ります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額から14万9,000円を減じ、5,242万2,000円に。これは、国民健康保険基盤安定国庫負担金の額の確定による減額でございます。

同じく18ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額から666万7,000円を減じ、1億285万円に。こちらは、各種補助金等の額の確定による減額でございます。

同じく18ページ下段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額に49万5,000円を追加し、5,818万7,000円に。内訳は、子ども・子育て支援事業費補助金の新規計上によるものでございます。

続いて、19ページです。14款2項4目土木費国庫補助金、既定額に171万1,000円を追加し、1億4,007万6,000円に。内訳は、各種交付金の額の確定による増額でございます。

同じく19ページの上段、14款2項5目教育費国庫補助金、既定額に100万2,000円を追加し、121万6,000円に。内訳は、学校等における感染症対策等支援事業費補助金の新規計上などによるものでございます。

同じく19ページ中段、14款3項委託金、1目総務費委託金、既定額に39万6,000円を追加し、372万9,000円に。内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金の額の確定による増額でございます。

続いて、20ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額から137万5,000円を減じ、2,649万4,000円に。内訳は、各種道負担金の額の確定による減額でございます。

続いて、20ページ中段、15款2項道補助金、2目民生費道補助金、既定額に11万9,000円

を追加し、187万6,000円に。内訳は、地域づくり総合交付金の新規計上などによる増額でございます。

同じく20ページ中段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額から212万5,000円を減じ、2,697万7,000円に。内訳は、各種道補助金の額の確定による減額でございます。

同じく20ページ下段、15款2項5目教育費道補助金、既定額から1万1,000円を減じ、55万8,000円に。内訳は、学校・家庭・地域の連携教育補助金の額の確定による減額でございます。

同じく20ページ下段から21ページにかけて15款3項委託金、1目総務費委託金、既定額から7万円を減じ、185万2,000円に。内訳は、委託金の額の確定による減でございます。

続いて、22ページです。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、既定額に1,000円を追加し、75万3,000円に。内訳は、各種基金利子の確定による減額と株式会社配当金の新規計上などによるものでございます。

続いて、23ページです。17款寄附金、1項1目一般寄附金、既定額に2,180万円を追加し、4億2,210万1,000円に。内訳は、ふるさと納税の額の増加による増額でございます。

同じく23ページ中段、17款1項2目指定寄附金、既定額に67万9,000円を追加し、68万円に。内訳は、実績見込みによる増で、2月末現在4件で68万円の寄附がございました。

続いて、24ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、3目さくら・もみじ基金繰入金、既定額から105万8,000円を減じ、159万6,000円に。内訳は、歳出事業費の確定による減額でございます。

同じく24ページ中段、18款2項4目森林環境譲与税基金繰入金、既定額から44万1,000円を減じ、516万8,000円に。内訳は、こちらも歳出事業費の確定による減額でございます。

続いて、25ページです。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、既定額に9万6,000円を追加し、9万7,000円に。内訳は、村税延滞金の増によるものでございます。

同じく25ページ中段、20款3項受託事業収入、3目農林水産事業費受託事業収入、既定額から3万2,000円を減じ、8万5,000円に。内訳は、農業者年金業務受託料の額の確定による減額でございます。

同じく25ページ中段、20款4項雑入、3目宝くじ交付金収入、既定額に270万3,000円を追加し、324万4,000円に。内訳は、宝くじ交付金の額の確定による増額でございます。

同じく25ページ下段から26ページにかけてです。20款4項5目雑入、既定額に376万1,000円を追加し、1億2,424万1,000円に。内訳は、山村活性化支援センター屋根及びテレビ中継局の複写機の雪害による建物災害共済金、こちらの新規計上及び中央バス回数券の精算などによる増額、同じく市町村生活バス回数券購入費個人負担金などの確定見込みなどによる減額でございます。

続いて、27ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額から1,070万円を減じ、9,420万円に。内訳は、地域公共交通バス購入事業のガバメントクラウドファンディング等による財源確保による減及び公共交通バス運行业務の特別交付税措置による皆

減による減額でございます。

同じく27ページ中段、21款1項5目緊急防災・減災事業債、既定額から50万円を減じ、2,800万円に。内訳は、体育館ホール等の改修工事の事業費の額の確定に伴う減額でございます。

同じく27ページ中段、21款1項6目公営住宅建設事業債、既定額から390万円を減じ、3,290万円に。内訳は、各種工事等の事業費の確定に伴う増減でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

28ページ目をお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額から181万9,000円を減額し、4,720万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、予算執行状況に応じて不用額を減額するとともに、会議録作成業務委託料を増額しようとするものです。

次のページから31ページ下段にかけてご説明します。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に241万7,000円を追加し、4億4,125万6,000円にしようとするものです。主な補正内容は、予算の執行状況に応じて旅費等の不用額を減額するもののほか、歳入説明にもありましたが、ふるさと納税の増加に伴う7節報償費、11節役務費に関連する費用としてお礼の品や募集代行、決済に係る手数料等費用を増額するとともに、12節委託料におきましては各種執行残を減額するもののほか、中央バス赤井川線廃止に伴い中央バスから移管を受けるバス停標識を4月以降むらバスの標識として順次更新していくための費用として新たに96万4,000円を計上し、繰越明許費にて事業を進めようとするものです。また、18節負担金補助及び交付金につきましては、地域公共交通活性化協議会で調査事業として10月、11月に実施しました地域公共交通実証運行事業につきまして、北海道との協議により地域づくり総合交付金の交付対象事業として先月内示を受けることができました。北海道から協議会へ直接道の補助金が交付されることになりました。これにより、新たな財源確保ができたことから、協議会に対する村からの補助金を減額することとしております。なお、さきの地域公共交通特別委員会でご意見賜りました地域公共交通の人材確保の支援として地域公共交通人材確保支援事業補助金68万円を新規に計上するとともに、北海道中央バスに対する運行補助金として57万6,000円を増額計上しております。

次に、31ページ下段となります。2目文書広報費、既定額に37万2,000円を追加し、757万6,000円にしようとするもので、法令の追録代や「広報あかがわ」の印刷費等を増額しようとするものです。

続きまして、32ページ中段から33ページ上段に進みます。4目財産管理費、既定額から108万1,000円を減額し、599万5,000円にしようとするもので、村有林や村有地の財産管理費の

執行残を減額するものです。

次に、5目財政調整基金費、既定額に1億2,938万4,000円を追加し、3億3,165万2,000円にしようとするものです。主な補正内容は、歳入説明にもありましたが、本補正予算により増額した普通交付税の追加交付のうち臨時財政対策債の償還費用として算定されている1,439万2,000円を減災基金へ、併せて本年度の財政状況を鑑み、公共施設整備基金へ1億1,500万円を積み増ししようとするものです。

次に、7目交通安全対策費、既定額から22万6,000円を減額し、213万6,000円とするもので、主な補正内容は活動実績に基づき会計年度任用職員である交通安全指導員の報酬などを減額するものです。

続きまして、34ページへ移ります。8目企画費、既定額から923万7,000円を減額し、7,839万5,000円にしようとするものです。主な補正内容は、予算の執行状況に応じた減額とともに、11節役務費で庁内インターネットセキュリティー機能を維持するために行われる北海道セキュリティークラウドの機器更新に伴うセキュリティークラウド移行作業手数料として21万8,000円の新規計上、12節委託料につきましてはカルデラ温泉ほか再エネ導入調査委託料等の執行残が907万5,000円の減額、17節備品購入費では庁内用パソコン2台の購入費として27万5,000円を新たに計上しようとするものです。

続きまして、34ページ下段から35ページ上段へ移ります。9目庁舎管理費、既定額に66万5,000円を追加し、1,387万4,000円にしようとするもので、主な補正内容は17節備品購入費として庁舎周辺管理用の乗用草刈り機と庁舎用のロッカー等の備品を購入するための増額計上となっております。

10目集会施設管理費、既定額に20万円を増額し、1,004万5,000円にしようとするもので、都住民センターと山村活性化支援センターの光熱水費を増額しようとするものです。

12目新型コロナウイルス感染症対応事業費、既定額から6万8,000円を減額し、1,423万1,000円とするもので、公共施設感染症対策備品購入費の執行残を減額するものです。

次に、35ページ下段から36ページの上段に移ります。2款2項徴税费、1目税務総務費、既定額から5万5,000円を減額し、64万5,000円とするもので、予算執行状況に応じて不用額を減額するものです。

2目賦課徴収費に関しては、特定財源の変更によるもので、予算の増減はありません。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に189万円を追加し、1,906万3,000円にしようとするもので、予算執行状況に応じた不用額の減額と、12節委託料については本年度予算に計上しておりました法改正に伴う戸籍システム副本送信等業務については、法務省において新たなスケジュールが示され、令和4年度に行うこととされたことから減額するとともに、新たにマイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に係るシステム整備委託料として289万1,000円を増額計上するものです。

下段に移ります。2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、既定額から2万8,000円を減額し、94万1,000円とするもので、予算執行状況に応じて不用額を減額するものです。

次のページへ進みます。2目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、既定額から7万円を減額し、252万4,000円とするもので、選挙執行に伴う執行残を減額するものです。

下段から次のページへ進みます。2款6項監査委員費、1目監査委員費、既定額から17万5,000円を減額し、77万4,000円にしようとするもので、予算執行状況に応じて不用額を減額するものです。

続きまして、56ページをお開きください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金に関しては、特定財源の変更によるもので予算の変更等はございません。

続きまして、69ページ目に進みます。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から4,039万7,000円を減額し、3,746万3,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、70ページ以降に債務負担行為に関する調査及び補正予算に関する給与費明細書等を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

39ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から561万5,000円を減額し、1億3,529万7,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で実績による減のほか、障害者福祉費の19節扶助費で補装具給付費の必要見込額に対して不足する額を増額しようとするものです。そのほか27節繰出金で521万6,000円の減、こちらは国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴い減額となるものです。

次に、40ページをお開きください。3款1項2目老人福祉費、既定額から553万1,000円を減額し、4,994万4,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金の在宅高齢者除雪支援助成金で昨年度実績による予算に対し現状の執行金額と今期の積雪量から見込まれる今後の申請額推計により増額するもの及び19節扶助費の敬老年金について執行残を整理するもの、そのほか27節繰出金で介護保険サービス事業特別会計の繰入金予算減額に伴い減額となるものです。

続いて、3款1項5目後期高齢者医療費、既定額から60万2,000円を減額し、2,761万3,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療特別会計の繰入金予算減額に伴い27節繰出金が減額となるものです。

次に、41ページを御覧ください。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、既定額から13万6,000円を減額し、3,011万3,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で実績による増減となります。

次に、3款2項3目保育所運営費、予算額に増減はありませんが、内訳で12節委託料の広

域入所委託料で50万円の増、19節扶助費の施設型給付費で50万円の減となり、それぞれ実績に伴い増減するものです。

続いて、3款2項4目児童措置費、既定額に49万5,000円を追加し、1,420万円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で児童手当制度の改正に伴い必要となるシステム改修業務委託料を新規計上するもので、こちらは全額国庫補助となっております。

続きまして、43ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額から1万5,000円を減額し、3,643万4,000円にしようとするものです。内訳は、人件費で実績による減額です。

次の4款1項2目予防費につきましては、財源内訳の変更によるもので、予算額の増減はありません。

続いて、4款1項3目環境衛生費、既定額に1,541万7,000円を追加し、1億7,987万1,000円にしようとするものです。内訳は、事業の中止や実績によって不要となる額の整理のほか、新たに導入する5リットルゴミ袋の印刷費計上及び次の44ページをお開きいただき、27節繰出金で1,545万8,000円の増、こちらは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計繰入れ予算額の減に伴いそれぞれ増減しようとするものとなっております。

最後に、4款1項5目健康支援センター費、既定額に35万6,000円を追加し、962万6,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で燃料費の必要見込額に対して不足する額を増額しようとするものです。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

40ページをお開きください。下段からになります。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額から38万8,000円を減額し、3,798万5,000円にしようとするものです。内訳は、後志広域連合負担金について各町村事務負担金の確定により減額をしようとするものです。

7目地域支援事業費、既定額に9万7,000円を増額し、4,236万2,000円にしようとするものです。主な内訳は、新型コロナウイルス感染症対策用のアルコール消毒液等の消耗品費4万7,000円を増額、また食料費1万2,000円の減額、シルバーハウジング生活援助員執務室の光熱水費、こちらは電気料になりますが、利用実績に伴い6万2,000円を増額しようとするものでございます。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会及び産業課所管の歳出予算について説明

させていただきます。

45ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額から32万8,000円を減額して372万6,000円にしようとするものです。補正内容は、執行実績に基づき8節旅費、13節使用料及び賃借料、18節負担金補助及び交付金を減額整理しようとするものでございます。

45ページ下段から46ページになりますが、2目農業総務費、既定額から47万4,000円を減額して4,459万円にしようとするものです。補正内容は、細目1の人件費につきまして1節報酬から4節共済費を実績により減額、細目2、農業調査費、細目3、農村後継者育英対策費、細目4の経営所得安定対策事業費に関しましても執行実績に基づきまして各節を減額整理しようとするものでございます。

続きまして、46ページ下段から47ページに参ります。3目農業振興費、既定額から333万1,000円を減額して2,746万6,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目2の農業振興対策費においては18節負担金補助及び交付金で村の農業振興対策事業補助金の実績確定による減額、24節積立金では農産物価格安定基金の新規計上、これは農業振興センター運営補助金の執行残分を82万円積立てするものでございます。このほか細目3の環境保全型農業直接支援対策事業費、細目4の農業次世代人材投資事業費につきましても事業実績に基づき減額整理しようとするものでございます。

続いて、47ページ下段になりますが、4目畜産業費、既定額から2万2,000円を減額して26万9,000円にしようとするものです。これにつきましては、執行実績に基づきまして各節を減額整理しようとするものでございます。

続きまして、48ページになります。5目農地費、既定額から16万2,000円を減額して512万1,000円にしようとするものでございます。こちらの補正内容につきましても、各事業の執行実績に基づきまして各節を減額整理しようとするものでございます。

中段に参ります。6目農業経営基盤強化促進事業費、既定額から6万7,000円を皆減しようとするものでございます。これにつきましては、農地中間管理事業などの対象事業の執行がなかったことから整理しようとするものでございます。

続いて、49ページ、7目農業振興センター管理費、既定額から82万円を減額して952万5,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金で農業振興センター運営補助金の執行残として82万円を減額しようとするものです。なお、減額分は農産物価格安定基金へ新規積立てするよう別途予算計上させていただいております。

続いて、8目地籍調査成果管理費、既定額から15万6,000円を減額して126万6,000円にしようとするものです。補正内容は、12節委託料で地籍地番の異動修正を行う地籍成果管理事業委託事業の執行残になります。

49ページ下段から50ページに参ります。9目水利施設管理費、既定額に60万2,000円を追加して1,956万5,000円にしようとするものです。補正内容は、執行実績に基づき各節の減額整理、細目2、畑かん施設管理事業費においては24節積立金で利用者から徴収する今年度の

畑かん使用料から執行経費を差し引いた額と基金利子の減額分などで総額120万4,000円を畑地かんがい排水施設管理基金のほうに積立金を増額しようとするものでございます。

50ページ中段から51ページになりますが、2項林業費、1目林業総務費、既定額から29万5,000円を減額して1,795万3,000円にしようとするものです。補正内容は、細目1、林業振興費、細目2、土地利用規制等対策事業費、細目3の有害鳥獣駆除費とともに、執行実績に基づき減額整理しようとするもののほか、1節の報酬ではヒグマ防除隊員の報酬20万円の増額、24節積立金に関しましては森林環境譲与税の増額によりまして、基金も同額11万1,000円を増額して積み立てようとするものでございます。

52ページに参ります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額から3万3,000円を減額して2,235万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、執行実績に基づきまして各節の減額整理をしようとするものでございます。

同じく52ページ下段から53ページになりますが、2目観光費、既定額から143万9,000円を減額して3,736万円にしようとするものです。補正内容は、執行実績に基づき減額整理しようとするものですが、特にカルデラの味覚まつり事業補助金に関しましては開催中止に伴う補償を行うなどとし、36万6,000円を執行し、18節負担金補助及び交付金でその執行残を整理、減額しております。また、指定管理施設道の駅あかいがわにおきましては、原油価格高騰に伴う公共施設の燃料費、電気代の負担増額相当分を12節委託料で60万円を増額計上しております。

中段になります。3目小公園管理費、既定額から8万1,000円を減額して4,164万4,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、公園維持管理に係ります経費について、執行実績に基づき各節減額整理しようとするものでございます。

同じく53ページ下段から54ページです。4目保養センター費、既定額に132万1,000円を追加して1,967万1,000円にしようとするものです。補正内容は、14節工事請負費の執行残、温泉の指定管理選考に係る選考委員の1節報酬、8節旅費の費用弁償減額のほか、10節需用費で修繕費62万6,000円を、また保養センターの指定管理におきましても道の駅同様に原油価格高騰に伴う公共施設の燃料費、電気代の負担増額相当分を12節委託料で90万円増額計上しております。

以上で農業委員会、産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

55ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費、既定額から394万6,000円を減じて1億1,548万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料、執行残で293万7,000円の減額、18節負担金補助及び交付金で執行残で100万9,000円の減額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に81万1,000円を加えて1億3,065万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、11節需用費で140万円の増額、これにつきましては住宅の修繕費不足によるものでございます。12節委託料、執行残で97万9,000円の減額、21節補償補填及び賠償金で39万円の増額、新規増額でございます。これにつきましては、中央団地個別改善改修工事の完了した場所へ中央団地の現入居者が事業協力のために引っ越すための移転補償費でございます。2戸分計上してございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

なお、補正予算に計上されておられません、昨今の世界情勢により燃料費が高騰しております。村道等除雪業務対応につきまして、この場をお借りしまして説明をいたします。

除雪業務に使用している軽油が当初設計時点より、3月7日時点で道単価で最初より16円値上げしてございます。設計に係る軽油使用料が5万290リッターであることから、増額分、この16円を掛けまして89万1,000円程度となります。設計の降雪量につきましては平年並みであることから、この設計の降雪量の増減はございません。このことから、単純に燃料費高騰の分89万1,000円を除雪業務の執行残予算が344万2,000円あることから、この残予算にて対応するよう考えておりますので、報告いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の57ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、既定額から18万2,000円を減額し、102万1,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ旅費等の不用額を整理したものです。

続いて、9款1項2目事務局費、既定額から413万3,000円を減額し、4,767万9,000円にしようとするものです。内訳は、主に会計年度任用職員人件費の減額になりますが、昨年度に引き続き赤井川小学校に2人、都小学校に1人配置されている学習支援員が国の補助事業を活用し、北海道教育委員会で新型コロナウイルス感染症対策に係る学習現場への人的支援と子供たちの学びの保障のため学校へ配置する学習指導員及びスクールサポートスタッフとしてそれぞれ任用されたことから、人件費の約6割が道費で措置され、減額を行うものです。あとは、予算執行状況に応じ負担金補助及び交付金等の不用額を整理したものです。

59ページ中段になります。続いて、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に16万3,000円を追加し、2,596万4,000円にしようとするものです。内訳は、各学校が感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、学校教育活動の円滑な運営を支援する経費として、学校等における感染症対策等支援事業に補助率2分の1で各校45万円を上限として国庫補助金が交付されることから、それに係る経費とし

て10節需用費、11節役務費及び17節備品購入費を計上したことによる増です。補助残分の経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定です。あとは、10節需用費で都小学校のチャイム取替え修繕費を増額し、予算執行状況に応じ光熱水費、電気料及び各委託料等の執行残を整理したものです。

61ページ上段になります。続いて、9款2項2目教育振興費、既定額から104万7,000円を減額し、593万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費及び17節備品購入費で赤井川小学校に本年度3学期から自閉症・情緒障害特別支援学級が、来年度から知的障害特別支援学級が新設されることから、その必要教材費等の購入費を増額し、あとは予算執行状況に応じ車借り上げ料等の不用額を整理したものです。

62ページ上段になります。続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に164万8,000円を追加し、1,506万3,000円にしようとするものです。内訳は、9款2項1目と同じく学校等における感染症対策等支援事業に国庫補助金が交付されることから、それに係る経費として10節需用費、11節役務費及び17節備品購入費を計上したことによる増です。補助金残については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定です。あとは、10節需用費で光熱水費、燃料費の不足、体育館遠赤外線放射暖房機の修繕費を増額し、予算執行状況に応じ各委託料等の執行残を整理したものです。

63ページ上段になります。続いて、9款3項2目教育振興費、既定額から153万8,000円を減額し、2,226万8,000円にしようとするものです。内訳は、来年度進学に伴い自閉症・情緒障害特別支援学級の生徒が増えることにより教材費の消耗品費を増額し、あとは中学校体育連盟全道大会参加補助金及び予算執行状況に応じ車借り上げ料等の不用額を整理したものです。

続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額から995万7,000円を減額し、550万8,000円にしようとするものです。内訳は、1節報酬、放課後子ども教室指導員の報酬について、当初予算では1日2.5人で計上しておりましたが、2人で運営した結果による執行残、18節負担金補助及び交付金では2年続けて世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響により北海道教育大学との国際交流授業及び中学生海外研修事業中止による補助金の皆減が主なもので、あとは予算執行状況に応じ車借り上げ料等の不用額を整理したものです。

65ページ中段になります。続いて、9款4項2目社会教育施設費、既定額に3万8,000円を追加し、800万9,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で生活改善センターの燃料費の不足を増額し、予算執行状況に応じ生活改善センターの電話料の不用額を整理したものです。

続いて、9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額から48万8,000円を減額し、275万2,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費、教職員人間ドック検査料に不足が生じることから一部増額計上し、あとは予算執行状況に応じ報償費等の不用額を整理したものです。

66ページ下段になります。続いて、9款5項2目体育施設費、既定額から190万5,000円を減額し、4,689万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費、体育館の消耗品費に不足が生じることから一部増額計上し、あとは予算執行状況に応じ需用費等の不用額を整理したものです。

67ページ下段になります。続いて、9款5項3目学校給食費、既定額から55万2,000円を減額し、2,062万7,000円にしようとするものです。内訳は、予算執行状況に応じ学校給食費に係る負担金等の不用額を整理したものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、既定額に120万2,000円を追加し、894万5,000円にしようとするものです。内訳は、保険料現年度分の収納実績により増額するものです。

続いて、7ページを御覧ください。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から60万2,000円を減額し、800万1,000円にしようとするものです。内訳は、基盤安定負担金の確定により、その他一般会計繰入金額を整理するものです。

続いて、8ページをお開きください。3、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額に60万円を減額し、1,514万8,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い整理しようとするものです。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書の6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、既定額に426万8,000円を追加し、2,782万1,000円にしようとするものです。内訳は、現年課税分の賦課額確定と収納見込みにより増額するもの及び滞納繰越分の収納実績により増額するものとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、既定額1,000円を皆減としようとするものです。内訳は、財政調整基金の預金形態を決済用預金と変更することに伴い利息が生じなくなるため皆減となるものです。

続いて、8ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から521万6,000円を減額し、1,400万2,000円にしようとするものです。内訳は、保険基盤安定繰入金の額の確定による減額及びこれまでの保険料の収入実績によりその他

一般会計繰入金額を調整するものとなっております。

続いて、9ページを御覧ください。6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、既定額に4万1,000円を追加し、4万2,000円にしようとするものです。内訳は、国民健康保険税延滞金の収納実績により増額しようとするものとなっております。

続いて、10ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に1万3,000円を追加し、458万円にしようとするものです。内訳は、職員人件費の実績により増額するものとなっております。

続いて、1款1項2目広域連合負担金、既定額から90万9,000円を減額し、3,586万8,000円にしようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金の額の確定に伴い減額しようとするものです。

次に、1款3項審議会費、1目審議会費、既定額から1万1,000円を減額しようとするものです。内訳は、審議会開催実績に伴い不要となる額を執行残として減額しようとするものとなっております。

続いて、11ページを御覧ください。2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、既定額1,000円を皆減としようとするものです。内訳は、歳入の財産運用収入と同様に財政調整基金が利息を生じない預金形態となることから皆減となるものとなっております。

なお、12ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

6ページをお開きください。2、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス等収入、既定額から3万8,000円を減じて179万3,000円にしようとするものです。内訳は、居宅介護サービス等収入の訪問介護サービス利用数減によるものでございます。

1款1項2目地域密着型介護サービス費収入、既定額から37万円を減じて611万7,000円にしようとするものです。内訳は、地域密着型介護サービス費収入でデイサービスセンター利用数減によるものでございます。

1款3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、既定額から4万円を減じて114万円にしようとするものです。内訳は、1節現年度分居宅介護サービス自己負担金の9,000円減、3節現年度分地域密着型介護サービス自己負担金の3万1,000円減で訪問介護サービス及びデイサービスセンター利用数の減による減額するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から513万1,000円を減じて3,376万5,000円にしようとするものです。内訳は、一般会計繰入金の減額でございます。

8ページをお開きください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額から9,000円を減じて69万4,000円にしようとするものです。内訳は、会計年度任用職員雇用保険料の負担金の減額でございます。

9ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額から577万5,000円を減じて3,863万5,000円にしようとするものです。内訳は、会計年度任用職員の人件費についてデイサービスセンター及び訪問介護事業所の介護員の欠員期間分を減額するもののほか、10節、光熱水費で上下水道の使用料の増加に伴う10万2,000円の増、11節のレジオネラ属菌分析料について検出された場合の再検査料を計上しておりましたが、再検査が不要となった分の5万2,000円を減するものです。また、4月よりデイサービスセンター公用車3台を指定管理者へ貸与することから、公用車の使用者の名義変更代行手数料としまして3万2,000円を新規計上するものでございます。

10ページをお開きください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額に18万7,000円を加えて520万5,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び貸借料のデイサービスセンターホームヘルパー管理システムリース料について5年間リース契約が本年の6月をもって終了するため、指定管理へ移行するに伴いましてリース料3か月分を前倒して精算しようとするものでございます。

11ページからの補正予算給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号)について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩井英明君) 建設課長。

○建設課長(今城 豪君) 私から赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

9ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、既定額から410万円を減じて3,717万2,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節現年度分水道使用料の減額でございます。大きな理由につきましては、常盤簡易水道で380万円の減収見込みとなるためのものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に1,677万円を加えて5,109万1,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。7款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に119万3,000円を加えて119万4,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節雑入の増額でございます。これは、令和2年度の消費税の確定に伴う還付金の額でございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。5款村債、1項村債、3目簡易水道公営企業会計適用債、既定額から10万円を減じて1,200万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節簡易水道公営企業会計適用債の減額でございます。これは、事業委託

料の確定に伴う起債の調整でございます。

下段に移ります。4目特別減収対策企業債、既定額から1,400万円を皆減しようとするものでございます。これにつきましては、令和4年度以降の簡易水道事業の起債を考えたときに、今年度は起債が大きいものでございますから、一時一般会計を繰り入れて対応したほうがよいということから、借り入れをやめ一般会計で対応するものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から29万6,000円を減じて846万3,000円にしようとするものでございます。26節公課費で29万6,000円の減額、これにつきましては消費税を申告し、確定によるものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に5万9,000円を加えて8,227万1,000円にしようとするものでございます。これにつきましては、14節工事請負費で62万7,000円の増額、これにつきましては赤井川簡水で漏水箇所が発生し、水道管の復旧は行いましたけれども、冬期間であるため舗装の復旧費のために新規計上するものでございます。これにつきましては、先ほど繰越明許費として計上してございます。そのほかにつきましては、執行残の調整によるものでございます。

なお、15ページからの添付資料につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、既定額から63万2,000円を減じて536万8,000円にしようとするものでございます。1節公共下水道補助金で63万2,000円の減額、これにつきましては下水道事業が確定となり減額となるものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から131万2,000円を減じて5,097万8,000円にしようとするものでございます。1節一般会計繰入金で131万2,000円の減額でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。6款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に83万1,000円を加えて83万2,000円にしようとするものでございます。1節雑入で83万1,000円の増額、これは消費税の確定に伴う増額でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額から29万3,000円を減じて447万9,000円にしようとするものでございます。4節共済費で7,000円の増額、26節公課費で30万円の皆減、これにつきましては消費税を申告したための確定でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額から82万円を減じて4,644万9,000円にしようとするものでございます。11節役務費で4万

円の減額、これにつきましては管理業務に含めて発注することになったため皆減とするものでございます。12節委託料で78万円の減額、これにつきましては事業完了に伴う執行残によるものでございます。

12ページからの添付資料につきましては、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしく願いいたします。

#### ◎延会の議決

○議長（岩井英明君）　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（岩井英明君）　本日は、これで延会します。

なお、明日の開催は午前10時より開議いたしますので、出席願いたいと思います。

本日は、大変ご苦勞さまでございました。

（午後　4時55分延会）